

平成26年2月28日

松阪市議会議長
中島清晴 様

議員 海住恒幸

参加報告

基礎から学ぶ地方自治法講座第6回

「住民自治を支える手段～情報公開と住民参加」

開講日時 平成26年2月22日（土曜日）午後1時30分～4時30分

場所 ウィンクあいち905号

（名古屋駅前）

主催 東海自治体問題研究所（理事長 市橋克哉・名古屋大学教授）

■参加の意図

8月24日開講以降、継続して参加しているので参加意図は前回までの報告書と同じである。

■今回の講座のテーマ

◎情報公開を住民自治という観点から捉えなおす。地方が先進事例を作り、後発となった国にも影響を及ぼし、そのことが全国の自治体に波及効果を持つようになったこと

◎参加という概念は国にはまったくなく、地方において対応したこと

■内容

【前半】情報公開

（1）情報公開 住民自治をどのように進めていくかという問題意識を持って先進的な自治体が行った成果として、国に先立っていくつかの自治体が情報公開条例を作った。1982年の金山町（山形県）が全国初、これに神奈川県が続いた。

（2）しかし、80年代には条例は出来ても利用されずにいた。90年代に入り、オンブズ活動が活発化し、使う時代に入った。

(3) 情報公開法(1995 年)が出来た。国が地方の条例のいいところを取り入れ、当時としては進んだ概念を条文化した。これを受け、地方では 80 年代に作った条例改正ラッシュが起きた。2000 年に三重県はゼロから見直す大改正を行った。後発の自治体ではこのころ初めて条例を作る動きが始まった。

(4) 法には、法律用語として初めて「説明責任」が明文化された。一方、「知る権利」という言葉が登場せず。自治体には広まった。

(5) 対象となる文書は、当初は組織的決定の済んだ「公文書」のみを対象としたが、「組織・共用文書」である決済・供覧中の文書に対象が広がった。

(6) 公開規定

- ・情報公開の実施機関に議会を含めるかどうかの意義
- ・文書の「不存在」に対する対応・・・理由の開示
- ・いまだに残る「決済」の壁・・・「とりまとめ文書」はもともと公開が予定されていないとして「公文書」でないと判断されたケースも

【後半】住民参加の諸制度

(1) 国の行政手続法(1993 年)には参加の手続きを制度化しなかった。

(2) 自治体のほうで対応が進んだ。

(3) 参加の諸手法が持った問題は、裁量によるところがあり、制度化の必要があった。

(4) 理念条例ではなく、手続き条例を

(5) しかも。さまざまな参加手法を組み合わせたものとしたほうがよい。

以上